令和５年度における養成施設の
指導調査結果について

令和６年１月５日

四国厚生支局健康福祉課

目　次

１　養成施設に対する指導調査の実施について　・・・・・・・・　１

２　令和５年度における指導調査の実施結果について　・・・・　１

３　養成施設の運営で留意すべき事項について　・・・・・・・・　２

１　養成施設に対する指導調査の実施について

四国厚生支局においては、所管養成施設（表１参照）の指定及び監督業務を行っており、監督業務の一環として、所管養成施設の適正な運営に資することを目的に、毎年度、指導調査を実施しています。

表１：四国厚生支局所管養成施設数（令和６年１月１日現在）

職種	栄養士	管理栄養士	社会福祉士（福祉系大学等）	介護福祉士（大学等）	介護福祉士（福祉系高校等）	あん摩マッサージ指圧師	計
施設数	５	５	10	４	４	１	29
課程数	５	５	11	４	４	１	30

具体的には、指定基準等の遵守状況その他の運営状況を実地において確認し、課題の把握並びに課題解決に向けた指導・助言や情報提供等を行っています。また、指導調査終了後、その結果を通知し、改善が必要な事項については、文書による指摘（以下「文書指摘」という。）又は口頭による指導（以下「口頭指導」という。）を行い、文書指摘を行った事項については、改善計画の提出、それに基づく措置の実施を求めています。指摘事項の内容は、大別して次の６項目です。

（１）授業に関する事項
（２）教員に関する事項
（３）学生・生徒に関する事項
（４）実習に関する事項
（５）校舎及び備品に関する事項
（６）その他（各種手続関係、養成施設内諸規定の整備等）

２　令和５年度における指導調査の実施結果について

令和５年度においては、３職種・４施設・４課程（表２参照）に対して指導調査を実施しました。指導調査にあたっては、特に指摘傾向のある内容について重点的に確認を行いました（表３参照）。

表２：職種別指導調査実施数

職種	管理栄養士	栄養士	介護福祉士（大学等）	介護福祉士（福祉系高校等）	あん摩マッサージ指圧師	計
施設数	０	１	１	１	１	４
課程数	０	１	１	１	１	４

表３：令和５年度における重点事項

事　　項	内　　容
授業に関する事項	・　単位・時間、実施年次が学則等に定められたとおり行われているか ・　一度に行う授業の学生・生徒数が適切か　等
学生・生徒に関する事項	・卒業、成績、出欠状況その他生徒に関する記録が確実に保存されているか　等

令和５年度の指導調査における「文書指摘（通知発出）」は教員に関する事項が１件、「口頭指導（事務連絡発出）」は、学則に関する事項が１件、施設整備に関する事項が１件及び教育に関する事項が１件でした。

３　養成施設の運営で留意すべき事項について

次に掲げる事項については、指導調査において指摘、指導を行うことが多い事項です。特に、これらの事項に留意の上、養成施設の適正な運営をお願いします。

（１）授業に関する事項

介護福祉士養成施設においては、社会・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に関する指針」別添２「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」における各教育内容の「教育に含むべき事項」について、全て教育内容に含む必要があることから適切に行うようお願いします。

また、授業を行う際には、教育に含むべき事項に係る留意点も含んだ内容としてください。

（２）教員に関する事項

ア　教員の配置・資格要件について

教員を配置する際には、指定規則等で定められた必要人数以上を配置するようお願いします。

また教員の資格要件の確認に当たっては、教員の資格要件を満たしていることを本人の履歴書以外に、免許証、資格登録証、大学等による学位記等により確認し写しを保管するようお願いします。

イ　教員の出勤簿の管理について

出勤簿の押印漏れがみられることから、適切な管理をお願いします。特に休講や代替授業を行った場合に漏れているケースが散見されますのでご留意願います。

（３）学生・生徒に関する事項

継続して入学定員を超えて入学させている事例や単年度ではあるが大幅に定員を超えて入学させている事例等がみられることから、入学定員を遵

守するようお願いします。
　また、休講や代替授業を行った場合に出席簿等の管理が適切に行われていないケースが散見されますのでご留意願います。

（４）教育に関する事項
　演習に係る実施記録について、適切に管理いただきますようお願います。

（５）実習に関する事項
　実習の受け入れ先については、要件を確認のうえ受け入れに係る承諾書等適切に取得するようお願いします。

（６）学則等の内容に関する事項
　カリキュラム、授業時間数、学習の評価及び課程修了の認定等について、学則及び学則に基づく諸規定で定めているにも関わらず、学則等に即した運営がなされていない事例や学則等に定める必要があるにも関わらず定められていないなどの事例がみられるため、指定規則等を遵守しつつ、実情に即して学則等を適宜見直し、改正するなどをし、学則等に即した運営がなされるようお願いします。

（７）情報開示に関する事項
　介護福祉士養成施設について、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の情報開示に関する事項に定められた内容について、もれなく開示いただきますようお願いします。

（８）法令等に基づく年度報告に関する事項
　報告期限が守られていない事例がみられるため、報告期限を遵守するとともに、報告内容については実績に基づき報告するようお願いします。

（９）その他
　実施通知に示した「当日準備していただく書類」については、調査するうえで必要であることから、確実に準備していただきますようお願いします。

　養成施設の適正な運営を確保するためには、法令遵守の意識を十分にもち、養成施設自らが、これらの指摘事項に限らず、養成施設の運営について定期的な点検を行うなど自主的な取組をお願いします。

※　四国厚生支局ホームページに「自己点検表」を掲載していますので、定期的な自己点検にご活用ください。
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/index.html